

(契約締結前交付書面 -)

Forex Line 契約約款
店頭外国為替証拠金取引規程
オンライントレード利用規程

店頭外国為替証拠金取引

フォレックスライン
Forex Line

金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第 34 号

フェニックス証券株式会社

Forex Line 契約約款

からの本取引に係る指示等について、個別の同意なしに録音等の記録を保存できるものとする。

店頭外国為替証拠金取引約款

第1条 契約約款・取引諸規程の遵守

私(以下「甲」とする)は、店頭外国為替証拠金取引約款(Forex Line 契約約款)の各条項及びフィニクス証券株式会社(以下「乙」とする)が別途定める店頭外国為替証拠金取引要綱・店頭外国為替証拠金取引規程(以下「取引諸規程」とする)を遵守し、これに従って乙と「店頭外国為替証拠金取引 Forex Line」(以下「本取引」という)を自己の判断と責任において行うものとする。尚、口座開設に際しては所定の手続きを行い、乙の審査を受けることとし、乙は甲の本取引に対する適格性を判断し、妥当と認めた場合において甲の口座開設を行うものとする。

第2条 取引通貨及び売買単位

甲が乙と行う本取引において取引できる通貨の種類及び売買単位は乙が取引諸規程で定めるものとする。

第3条 注文の指示事項及び確認

甲が、乙に本取引の注文を出す時は甲の取引口座番号及び氏名を明示し、乙が定める注文方法及び第7条に規定する取引数量の範囲に従い次に掲げる事項を明示するものとする。この場合、乙の受注確認をもって注文の指示がされたものとする。但し、甲の当該注文が第25条に規定する売買注文等の不適格要件に該当する場合には当該する売買注文は無効とされる。

- (1) 通貨の種類
(取引基準通貨及び取引通貨ペアの指定)
- (2) 売り又は買いの区別
- (3) 新規又は仕切の区別
(仕切の場合には仕切対象の指示)
- (4) 売買注文の数量
- (5) 成行又は指値・逆指値の区別(指値・逆指値の場合には指定値段及び売買注文の有効期限を日本時間で具体的に指示)

第4条 取引日・取引時間及び注文受付時間

甲は本取引に係る取引日・取引時間及び注文受付時間について乙が定める取引諸規程にて規定する取引日・取引時間及び注文受付時間とすることに同意する。

第5条 注文受付・本取引に係る指示

甲は原則として第4条に規定する取引日における乙の注文受付時間内に、受渡しによる決済の指示、売買注文、売買注文の取消し等の本取引に係る指示を行わなければならないことに同意する。尚、乙は甲

第6条 取引日業務

甲は、本取引に係る受渡しによる決済、指値注文等の執行、契約の乗換えによる決済日の延長及びスワップポイントの調整等(以下「取引日業務」とする)が取引諸規程に規定する取引日(以下「為替取引日」とする)・取引時間に行われることに同意する。

第7条 取引数量の範囲

1. 甲が、乙に注文できる本取引の数量は乙が甲から預託を受けた本取引に係る取引証拠金で売買を行うことのできる範囲の数量とする。
2. 甲は、乙に注文できる本取引の数量が前項で定める範囲内であっても乙の判断により制限される場合があることに同意する。

第8条 クーリング・オフ制度の不適用

甲は、本取引において注文が成立した場合のクーリング・オフはできないことに同意する。

第9条 為替レート・約定条件

1. 甲は、本取引において乙が提示する取引通貨ペアの売値又は買値は外国為替市場における、インターバンクレートを参考として乙が独自に算出した為替レートであることに同意する。
2. 甲は、本取引における注文等の執行は乙が定める取引諸規程に従い、行われることに同意する。

第10条 取引証拠金

1. 甲は、乙と本取引を行うに際し、乙が取引諸規程にて規定する取引証拠金を、日本円又は乙が指定する相当外貨にて乙に預託するものとし、取引証拠金等の預託金に対しては無利息とすることに同意する。
2. 取引証拠金等の預託方法は、甲が乙の指定する銀行口座に本人名義で電信にて振込むものとする。

第11条 取引証拠金の預託期限

1. 甲は乙と取引を開始する前、又は新規注文の指示をする前に、予め取引本証拠金を現金で預託するものとする。

がない場合には決済日が自動的に延長され、以後も受渡しによる決済の指示又は反対売買による決済がされるまで決済日は自動延長されることに同意する。

第12条 取引証拠金(外貨)の円評価方法

1. 取引証拠金に外貨が含まれる場合、乙は時価の対円レート(Bidレート)で円評価し、小数点以下は切り捨てるものとする。
2. 前項に定める当該基準レートにより取引証拠金の外貨を円評価し、そこに円建ての取引証拠金を加えたものを取引証拠金(円評価合計)とする。

第13条 値洗い(累積評価)

甲の未決済ポジションは、当初約定値段と時価の取引レート(買いはBidレート、売りはOfferレート)により値洗い評価残高を算出するものとする。これを値洗いという。但し、値洗い評価残高が外貨となる場合には、当該評価残高を時価の対円レート(Bidレート)で円評価し、小数点以下は切り捨てるものとする。値洗いにより発生する値洗い差損益は未決済ポジションに係る当初約定値段から累積評価され、当該未決済ポジションの決済時に一括して取引口座において清算されるものとする。

第14条 受渡しによる決済

甲が本取引につき受渡しによる決済をしようとする場合は、乙が定める取引諸規程に従い行われるものとする。

第15条 受渡日及び決済方法

受渡日及び決済方法は乙が定める取引諸規程に従い行われるものとする。

第16条 反対売買による決済

1. 第15条の規程に関わらず、甲が乙と取引した未決済ポジションについて受渡しによる決済を望まないときは、甲は任意にこれを転売又は買戻しすることにより決済することができる。
2. 第26条第1項に規定する自動決済制度に係るストップオーダーが執行された場合には、甲の計算において、転売又は買戻しされ当該する甲の未決済ポジションは決済される。
3. 第29条第1項に規定する期限の利益の喪失に甲が該当する場合には、その事実が判明後、直ちに甲の債務を確定するために乙はその裁量により甲に事前に通知・催告することなく(甲の未決済ポジションの全部又は一部を甲の計算において、転売又は買戻しによる処分をすることができる。又、当該処分の対象となる既存の取引が2以上あるときは、乙が任意に選択できるものとする。

第17条 決済日の自動延長

甲の本取引につき、当該する未決済ポジションに係る受渡しによる決済の指示又は反対売買による決済

第18条 スワップポイントの授受

1. 本取引において、決済日の延長により乙が定めるスワップポイント(通貨間の金利差)を甲は受払いするものとする。
2. 前項のスワップポイントの授受は、乙が定める取引諸規程に従い受払いされる。

第19条 入金確認書の交付

乙が、甲から本取引に係る取引証拠金等の預託を受けたときは、乙は甲に対して乙所定の様式による入金確認書を発行し、原則として取引諸規程に規定する方法により甲に対し通知するものとする。

第20条 取引証拠金(取引準備金)の返還及び別種取引口座への振替

1. 乙に預託されている取引証拠金の額が、預託すべき取引証拠金の額を超過する場合において、甲は当該超過する額(以下「取引準備金」とする)の全部又は一部の返還を乙が定める取引諸規程に従い、乙に請求することができる。甲が乙に取引証拠金の返還を請求する場合には乙所定の「取引証拠金引出依頼書」を提出するものとする。尚、甲の未決済ポジションが残存しない場合において甲の返還請求額を差引いた甲の取引証拠金残高が最低取引本証拠金額未満となる場合には乙の判断により全額返還される場合があることに甲は同意する。
2. 乙は甲より本条第1項による取引証拠金の返還請求を受けたときは、当該営業日から4営業日以内に当該請求に係る額を甲に返還するものとする。但し、甲は当該口座に未決済ポジションがある場合には返還可能額が変動し、返還額が減少する場合があることを了解する。又、乙は「取引証拠金引出依頼書」の不備等又はそれに準じる場合には、当該する返還を停止又は制限することができる。
3. 前項に定める取引証拠金の返還は甲の指示により予め「口座開設申込書」等により通知した甲名義の振込指定口座に当該返還額を振込むことにより行われることに同意する。又、甲が乙に外貨の返還請求をする場合には、当該外貨用の振込口座を別途指定しなければならないものとする。
4. 乙に預託されている取引証拠金の額が、取引本証拠金の額未満となる少額残高については乙の判断により全額返還される場合があることに甲は同意する。
5. 甲は乙に開設する甲の別種取引口座に取引準備金の全部又は一部の振替を乙が定める取引諸規程に従い、乙に依頼することができる。乙は甲より振替依

頼を受けた時は当該依頼に係る額を甲の別種取引口座へ振替するものとする。

第 21 条 取引報告書の交付

乙は本取引に係る取引が成立した場合には乙が定める取引諸規程に規定する方法により甲に対し通知するものとする。又、甲は遅滞なく当該通知の内容を確認するものとする。

第 22 条 取引残高報告書の交付

乙は原則として甲の取引証拠金残高、売買取引及び未決済ポジション等を記載した取引残高報告書を、取引諸規程に規定する方法により通知するものとする。

第 23 条 取引残高報告書等による本取引の確認・指示
甲は取引諸規程に規定する方法で通知および交付された取引残高報告書等の内容を遅滞なく確認するものとする。乙は当該書面を通知又は発送した日から起算して 10 営業日以内に、甲より書面による異議の申し立てがない場合には、当該内容について甲が同意したものとみなす。

第 24 条 手数料及び公租公課

1. 甲は乙が定める取引諸規程に規定する取引手数料並びに、法令に定める公租公課、その他手数料など、必要な費用を支払うことに同意する。

第 25 条 売買注文等に係る指示の不適合要件

1. 甲が、乙に出した受渡しによる決済の指示又は売買注文及び売買注文の取消しに係る指示が次のいずれかに該当する場合には、甲は乙が当該する売買注文等に係る指示の執行を行わずに無効とできることに同意する。但し、乙に当該注文等の指示を無効とする義務はないものとする。

- (1) 第 10 条第 1 項(1)に規定する取引本証拠金に不足が生じるような新規売買注文
- (2) 取引本証拠金不足が生じた場合の未成立の新規指値注文・新規逆指値注文
- (3) 取消しの対象となる売買注文が既に執行されている場合又は存在しない場合の売買注文の取消しに係る指示
- (4) 仕切対象となる未決済ポジションの一部が存在しない、又は当該枚数を超過するような仕切売買注文。但し、第 26 条に規定する自動決済制度によって、当初仕切対象から当該枚数が減じた場合には、当初の仕切売買注文から当該枚数を減じた仕切売買注文として有効となり、不適合要件には該当しないものとする。又、乙の別途規定する特殊な売買注文の指示 (IFD・IFO 注文) による場合にはこの限りではない。

(5) 同一の未決済ポジションを仕切対象とするような仕切売買注文。但し、乙の別途規定する特殊な売買注文の指示 (OCO 注文) による場合にはこの限りではない。

(6) 第 14 条に規定する受渡しによる決済にかかる受渡準備金の当該通貨が不足するような受渡しによる決済の指示。

(7) 第 3 条に規定する注文の指示事項の内容に不適当なものがあることが判明したとき

(8) 第 37 条に規定する約諾の解約に該当する場合、その他乙が不適合と認める場合

2. 甲からの売買注文等に係る指示が本条第 1 項各号に掲げる不適合要件に該当し、当該注文等の指示が無効又は変更となった場合には、乙は原則として通常時間内に、遅滞なく甲の指定した連絡先に通知するものとする。但し、甲の不在等乙の責めに帰すことのできない事由により、その通知が遅れ又は届かなかった場合でも、通常通知が到達すべき時に通知されたものとみなされることに甲は同意する。

第 26 条 自動決済制度に係るストップロスオーダー

1. 乙は甲の未決済ポジションに対して常に時価の取引レート(買いは Bid レート、売りは Offer レート)により、甲の取引証拠金の値洗い評価残高を算出するものとする。乙が取引諸規程に定める維持証拠金を基準とした値洗い評価残高の維持率が、100%を下回った場合には、甲の未決済ポジションの全部が成行注文により決済されることに異議がない。

又、甲の別途指定する逆指値注文が当該水準を上回る範囲内にある場合にはこれが優先執行されるものとする。

2. 甲は、本条第 1 項に規定する自動決済制度に係るストップロスオーダーが執行された場合に生じる差損金は、全て甲に帰属することに同意する。又、当該決済は必ずしも甲の未決済ポジションに係る維持証拠金合計額の 100%に相当する残高を確保するものではなく、市況によっては甲の乙に預託している取引証拠金額(預り金)を超過する損失が発生する可能性があることに同意する。尚、本条項による決済は甲の証拠金等の入金予定に関わらずに執行されることに異議がない。

第 27 条 (平成 19 年 12 月 3 日 削除)

第 28 条 外国為替取引口座による処理

甲が、乙と行う本取引において、取引証拠金・本取引及び未決済ポジションについて、外貨の受渡しあるいは反対売買による決済を行なった場合に授受する金銭や差損益金等の取り扱いは次に定めるところによりこの外国為替取引口座で処理する。

(1) 本取引の決済による売買差金、スワップポイント

により発生する金銭の授受、その他本取引による金銭の授受は本条第2項及び第3項を除き円通貨で処理されその都度取引証拠金に組入れ取引証拠金残高とする。

- (2) 受渡しによる取引基準通貨(外貨)の授受は当該通貨で処理され、その都度取引証拠金に組入れ取引証拠金の円残高及び外貨残高とする。
- (3) 甲が外国為替取引口座において円通貨で支払うべき金銭の一部又は全部が円通貨残高を超過し、円通貨の不足相当額を当該口座内の外貨で処理されなければならない場合、当該不足分は乙の定める換算レートにより換算した外貨にて処理されるものとする。但し、第14条に定める受渡しに係る対価(円通貨)の支払は外貨の換算による処理はできない。

第29条 期限の利益の喪失

1. 甲について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙から通知・催告等を要せず本取引及び未決済ポジションに係る乙に対する債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することに同意する。

- (1) 支払いの停止又は破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始若しくは会社整理の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分をうけたとき。
- (3) 甲の乙に対する本取引又は未決済ポジションに係る債権又はその他一切の債権の何れかについて仮差押、又は差押がされたとき。
- (4) 外国の法令に基づく前各号の何れかに相当又は類する事由に該当したとき。
- (5) 住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき事由によって乙に甲の住所が不明になったとき。

2. 甲は次の各号の事由のいずれかが生じた場合、乙の請求によって本取引及び未決済ポジションに係る乙に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することに同意する。

- (1) 甲の乙に対する本取引又は未決済ポジションに係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも遅滞したとき。
- (2) 甲が乙との本約諾又は一切の取引約定の何れかに違反したとき。
- (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第30条 相殺

1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、甲が乙に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引及び未決済ポジションに係る甲の乙に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかに関わらず、いつでも乙は

相殺することができる。

2. 債権債務の利息・損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利息・損害金等の利率については別途定める利率によるものとする。
3. 債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については甲の乙に対する外貨建ての債務を円貨額に換算するときは、計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場を適用し、甲の乙に対する外貨建ての債権を円貨額に換算するときは計算実行時の東京外国為替市場における対顧客直物電信買相場を適用する。但し、計算実行時に当該相場が無い場合には、それぞれ直前の東京外国為替市場における対顧客直物電信売相場及び対顧客直物電信買相場を適用する。

第31条 充当の指定

債務の弁済又は第30条の相殺を行う場合、甲の債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序方法により充当することができる。

第32条 遅延損害金の支払

甲が乙と行う本取引に関し乙に対する債務の履行を怠ったときは、乙の請求により乙に対し履行期日の翌日(当該日を含む)より履行の日(当該日を含む)までの期間について、延滞した金額に対し年14.6%の利率で期間計算した遅延損害金を支払うことを了解する。

第33条 法人口座に係る取引責任者の届出

甲が法人の場合には「口座開設申込書」等の乙所定の通知書にて取引責任者を届けるものとする。又、当該する取引責任者として届出た者のみが代表して本取引を行うこととし、取引責任者以外の者からの本取引に係る指示は、いかなる事由においても乙はこれを認めないことに同意する。

第34条 届出事項の変更届

甲は、氏名若しくは名称・住所その他の事項に変更があったときは乙に対し直ちに乙所定の「届出事項変更届」の提出によりその旨の届出をするものとする。又、乙が当該変更届を受領し、内容を確認した時点で当該事項の変更が完了するものとする。

第35条 報告書等の作成及び提出

甲は、乙から日本国の法令等に基づき要求される場合には、甲に係る本取引の内容その他を日本国の政府機関等に報告することに異議を唱えない。又この場合、甲は乙の指示に応じて、係る報告書その他の書類の作成に協力するものとする。

第36条 通知の効力

1. 甲が乙に届出た住所又は連絡先にて送付した乙よりなされた本取引に関する諸通知等が、甲の転居等乙の責めに帰さない事由により遅延又は到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとみなされる。
2. 前項の規程に基づく報告書その他の書類の到着遅延によって発生した一切の損害について、乙は免責されるものとする。

第 37 条 約諾の解約

次の各号に該当し、又は甲が第 29 条に掲げる事項の何れかに該当したとき本約諾は解約されるものとする。但し、解約時において甲の未決済ポジションがある場合においては、乙は甲の計算において当該未決済ポジションを成行注文により決済することができるものとする。

- (1) 甲が乙に対し解約の申し入れをしたとき。
- (2) 甲が本約諾書の条項の何れかに違反し、乙が本約諾の解約を通告したとき。
- (3) 甲が乙の判断により本取引を継続することが不適当であるとされたとき。
- (4) 甲が死亡したとき。
- (5) 乙が業務上の事由により乙の任意又は非任意を問わず店頭外国為替証拠金取引に関する監督官庁の登録を喪失したとき。
- (6) 第 42 条に定める本約諾書の変更に甲が同意しないとき。
- (7) 甲の取引証拠金残高が相当の期間においてないとき。
- (8) 甲が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、乙が解約を申し出たとき。
- (9) 甲が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、乙が契約を継続したいと認めて、解約を申し出たとき。
- (10) 甲が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、乙が解約を申し出たとき。
- (11) 前各号の他、やむをえない事由により乙が甲に対し解約の申し出をしたとき。

第 38 条 適格性に係る再審査

乙は口座開設後であっても甲の本取引に対する適格性について、乙の判断により再審査を行なえるものとし、甲は乙の再審査に必要な所定の手続きを行うものとする。

第 39 条 免責事項

甲は次の各号に掲げる損害について乙は免責されることを了解する。

- (1) 天災・政変・外貨事情の急変・外国為替市場の

閉鎖等、不可抗力と認められる事由により本取引の執行、金銭の授受又は預託の手続き等が遅延し、又は不能となったことによる損害。

- (2) 外国為替市場の閉鎖若しくは規則変更等の理由により、甲の本取引に係る注文に乙が応じ得ないことによる損害。
- (3) 電信又は郵便の誤配遅延等、乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- (4) 所定の書類に使用された印影又は署名が届出の印影若しくは署名と相違ないものと乙が認めて、金銭の授受・預託その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
- (5) 甲、乙及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータシステムのハードウェア、ソフトウェアの故障や誤作動により生じた損害。
- (6) ID 番号及びパスワードの誤入力、忘却等、甲自身の責任により本取引に係るオーダーが出せなかったことにより生じた損害。
- (7) システム障害が発生し、甲自身が本取引を利用できなくなった場合で、且つ、乙が甲の情報を把握できず電話による注文を受け付けられなかったことにより生じた損害。

第 40 条 適用法

本約諾書は日本国の法律により支配され解釈されるものとする。

第 41 条 合意管轄

本取引に関する訴訟・訴訟手続きは東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として行うものとする。

第 42 条 約諾状況の変更

本取引に関わる法律等の施行・改正又は外国為替市場の状況変化等にもない、乙の判断により取引諸規程及び本約諾書の条項を、甲に事前に通知することにより変更できるものとする。この場合、所定の期日までに異議申し立てがなければ、甲が変更に同意したものとみなす。

以上

平成 18 年 1 月 3 日施行
 平成 18 年 5 月 1 日改定
 平成 18 年 7 月 1 日改定
 平成 19 年 9 月 30 日改定
 平成 19 年 12 月 3 日改定
 平成 21 年 7 月 1 日改定
 平成 22 年 1 月 4 日改定
 平成 22 年 6 月 28 日改定

店頭外国為替証拠金取引規程

第1条 成行注文のレート提示及び約定条件

成行注文は当社が独自に算出する為替レート(以下「当社建値」)を予めお客様に提示し、お客様からの売買の指示を当社が約定した時点で取引が成立します。市況により当社建値を無効(オフ)とした場合には約定となりません。又、市況により実際の約定価格がお客様の指定した為替レートとは同一にならない場合があることを、予めご了承下さい。

第2条 指値・逆指値注文の約定条件

指値注文は当社建値が指定値段になった時点で約定します。又、逆指値注文は当社建値が指定値段になった時点でマーケットオーダーとなり約定されるため約定値段が指定値段と同一になるとは限らず、市況によっては指定値段と大きく乖離(スリッページ)した値段で約定する場合があります。

第3条 取引証拠金の預託

取引本証拠金は取引を開始する前に日本円又は相当する外貨(取引基準通貨)を本人名義で銀行振込により予め当社に預託するものとします。

第4条 値洗いによる売買差損益金の累積評価

未決済ポジションは時価の取引レート(買いはBidレート、売りはOfferレート)によって、随時値洗いするものとします。

第5条 受渡しによる決済・受渡準備金

当社が取引諸規程に規定する通貨間で、受渡しによる決済をすることができます。受渡しによる決済をしようとする場合には受渡しに必要な経費に加えて当該通貨の買ひ方は対価の円換算総額、一方の売り方は当該通貨総額を受渡準備金として予め当社に預託し、受渡しによる決済の指示をするものとします。受渡準備金の一部又は全部を口座内の取引準備金から新規注文に係る取引本証拠金額・手数料を差引いた額及び受渡枚数に係る取引本証拠金で充当することができます。

第6条 受渡日及び決済方法

受渡日は受渡しによる決済の指示を受けた日から米、日本及び関連する各国がバンクホリデーとなる日を除く2営業日後となり、受渡しに係る通貨及び日本円を取引口座にて振替処理することにより決済されます。当該通貨のお引出しを希望する場合には受渡日以降に別途、通常のリターン請求をして頂くことが必要となります。

第7条 反対売買による決済

受渡通貨に指定されていない取引通貨を決済する場合には反対売買により決済するものとします。又、受渡通貨に指定されている取引通貨の受渡しによる決済を希望しない場合には反対売買により決済することができます。

第8条 スワップポイントの授受・優遇措置

毎取引日の終了時点で当社が10,000通貨単位ごとのスワップポイントを日本円にて算定し、お客様の未決済ポジションに応じた額を翌取引日に受払いするものとします。又、10,000通貨未満のスワップポイントは、10,000通貨単位ごとのスワップポイントを10で除した数値を基準に未決済ポジション毎に算定し、甲が受け取る場合には小数点以下は切り捨てとし、甲が支払う場合には小数点以下は切り上げとします。

第9条 返還可能額の算定

返還可能額は取引準備金から新規注文に係る取引本証拠金額・手数料を差引いた額となります。但し、未決済ポジションがあり、値洗い損が発生している場合及び同一名義の別種取引口座に残高不足が発生している場合には相当額が差引かれます。

第10条 取引証拠金の返還・振替

返還可能額の範囲内であれば取引証拠金の全部又は一部の返還を請求することができます。返還請求をする場合には当社所定の「取引証拠金引出依頼書」に必要な事項を記入し、署名・捺印(届出印)して提出するものとします。(オンライントレードシステムから出金依頼を送信することにより返還請求をすることもできます。)又、同一名義の別種取引口座に返還可能額の範囲内で振替依頼をすることができます。

第11条 通知及び交付書面

当社がお客様に対して発すべき以下の通知及び交付書面等は、原則として「口座開設申込書」等により、予め通知された住所宛に郵送するものとします。但し、当社が別途掲げる「オンライントレード利用規程」をお客様が承諾された場合においては、この限りではありません。

- (1) 証拠金の受領に係る書面
- (2) 取引の成立に係る書面(契約締結時交付書面)
- (3) 取引残高報告書
- (4) 契約締結時交付書面及び本取引に関わる証拠金その他重要事項等の変更についての通知

第12条 取引手数料

取引手数料は新規注文及び仕切注文に関わらず、10,000通貨未満の場合は、ポジション毎に1,000通貨あたり片道20円の取引手数料が発生します。又、受渡しにより決済した場合には取引要綱に規定する

デリバリーチャージを支払うものとします。

第 13 条 取引要綱及び取引規程の変更

取引要綱及び取引規程を変更する場合には事前に書面又はホームページ等により通知するものとします。この場合、所定の期日までに異議申し立てがないときは、規程の改定にご同意頂いたものとして取り扱います。

以上

平成 18 年 1 月 3 日施行
平成 18 年 5 月 1 日改定
平成 18 年 7 月 1 日改定
平成 19 年 9 月 30 日改定
平成 19 年 12 月 3 日改定
平成 21 年 7 月 1 日改定
平成 22 年 1 月 4 日改定
平成 22 年 6 月 28 日改定

オンライントレード利用規程

第1条 契約の趣旨

私(以下「甲」とする)ならびにフェニックス証券株式会社(以下「乙」とする)は乙の店頭外国為替証拠金取引「Forex Line」(以下「Forex Line」とする)のオンライントレードシステム(以下「本システム」とする)を利用して、Forex Lineに係る売買注文、売買注文の取消し等の指示を行うにあたり次の各条項を遵守するものとする。

第2条 本システムの利用

本システムは、甲がオンライントレード利用規程(以下「本規程」とする)を熟読し知のうえ、その内容について同意し、乙とForex Lineに関する契約を締結し、かつ乙が指定したオンライントレード利用申込書に必要事項を記載のうえ申込み、乙が当該申込書の内容を承諾・受理した場合に限り利用できるものとする。

但し、本システムはForex Lineに係る売買注文等の指示を行うための追加機能にすぎず、本システムの利用が一時停止若しくは中止した場合にはForex Lineに係る契約約款に従い、乙が別途定める注文受付時間内に電話で指示するものとする。

又、取引証拠金の預託がされていない口座及び預託されている取引証拠金が取引本証拠金の額未満の口座で6ヶ月以上取引履歴がない場合には乙の判断によりオンライントレードシステムの利用を停止できるものとする。

第3条 契約の遵守

- (1) 甲が本システムを利用してForex Lineに関わる売買注文等を送信し、乙が受注するとき、甲ならびに乙はForex Lineに関わる契約約款・取引要綱・取引規程及び本規程を遵守するものとする。
- (2) 乙が本システムの利用承諾後に甲のパスワードが設定され、当該するパスワードは甲のみが使用できるものとする。
- (3) 甲が取引口座番号(ユーザーID)及び前項に定めるパスワードを第三者に貸与若しくは譲渡した場合、一切の責任は甲に帰すものとする。

第4条 取引の指示及び利用時間

甲が本システムを利用して行うことができるForex Lineに係る指示及び利用時間は次のものとする。又、乙は通信回線及びシステム障害又はメンテナンス等のやむをえない理由により予告なく本システムの利用を一時停止若しくは中止できるものとする。

- (1) 月曜日午前6時20分から土曜日午前6時(米国冬時間採用時は月曜日午前7時20分から土曜日午前7時)において特定取引に係る売買注文及び

売買注文の取消しの指示を行うことができる。但し、受渡しによる決済の指示は別途、電話により指示するものとする。

- (2) 取引証拠金の出金依頼
- (3) 振込先指定口座の変更を除く届出事項変更の依頼

第5条 売買注文の指示

- (1) 成行注文の指示及び約定

成行注文は本システムにより乙が予め甲に建値を時限的に提示するものとし、甲が当該値段により売買の指示を行い、乙が約定した時点で取引が成立するものとする。但し、乙は市況及び注文状況等により当該建値を無効(オフ)にすることができるものとする。

- (2) 指値・逆指値注文における発注値幅制限
本システムを利用して乙の定める発注値幅以外での指値・逆指値注文はできないものとする。但し、営業時間内における電話注文はこの限りではないものとする。

第6条 取引手数料

本システムを利用した場合の取引手数料は乙が別途定めるものとする。

第7条 売買注文等の受信及び受付

甲が本システムを利用して送信した売買注文等の指示は乙が正常に受信を確認した場合において受付されるものとする。回線障害及びシステム上の障害若しくはその他の障害により、乙が受信できなかった場合には無効となり、甲は異議を申し立てないものとする。

第8条 受注処理の順序

甲から本システムを利用して指示された売買注文等の受付は時間優先とする。

第9条 売買注文等の受注

市況及び注文状況若しくはシステム上の理由により甲から受信した売買注文等の指示が乙に受注されるまでに時間がかかり、相当の遅れを生じた場合でも甲は異議を唱えられないものとする。又、乙の判断により一時的に受注処理を中断することができるものとする。

第10条 売買注文の無効

甲から出された売買注文が特定取引に係る契約約款第25条第1項に規定される不適格要件に該当する場合及び乙が不適格と判断した場合には無効となり乙は取消しできるものとする。但し、乙にその義務はないものとする。

第 11 条 通知及び交付書面の電磁的方法による提供に関する同意

乙から甲に対して発すべき以下の通知及び交付書面等は、電子メールによる送信その他法令で定める電磁的方法(専用画面内、PDF形式による提供)によって通知内容又は記載事項を提供できるものとし、乙から甲への交付とみなされることに甲は同意(電磁的方法による提供を受ける旨の申し出)する。但し、甲から電磁的方法による提供を受けない旨の書面による申し出があった場合には当該通知及び書面を郵送により交付するものとする。又、甲は乙より電磁的方法により提供された通知及び交付書面等の内容を遅滞なく確認するものとし、乙の責めに帰さない事由により遅延又は到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとみなされる。

- (1) 証拠金の受領に係る書面
- (2) 取引の成立に係る書面(契約締結時交付書面)
- (3) 取引残高報告書
- (4) 契約締結時交付書面及び本取引に関わる証拠金その他重要事項等の変更についての通知

第 12 条 免責事項

特定取引に係る契約約款第 39 条に規定する免責事項及び次に該当する事項により甲に障害が発生した場合、乙は一切の責任を負わないものとし、当該する損害は全て甲に帰属するものとする。

- (1) 甲が本システムのデータ又は情報を利用したことにより発生した損失
- (2) システム障害を原因とする発注の遅延・不能又は誤発注により甲がこうむる損失及び得べかりし利益
- (3) 乙が本システムの利用を一時停止若しくは中止したことにより発生する甲の損失及び得べかりし利益
- (4) 甲以外の者が甲の取引口座番号(ユーザーID)及びパスワードを利用して本システムを利用し、甲に発生した損失

第 13 条 届出事項の変更

甲は「オンライントレード利用申込書」の記載事項に変更がある場合には乙が所定する「届出事項変更届」又は本システムにより遅滞なく乙に届出するものとする。変更の届出をしない若しくは届出の遅延により発生した甲の損害について乙は責任を負わないものとする。

第 14 条 情報保護

甲は本システムを利用して知り得た情報等を第三者に無断で提供開示することはできないものとする。

第 15 条 本システムによる情報提供及び利用に係るサービス

乙は甲に対し本システムを通じての情報提供及び利用に係るサービスを乙が定めた範囲内において行うものとする。又、甲は本システムの利用に際し、必要とされる PC 等の基礎知識・設備及び接続環境等を甲の責任において整備するものとする。

第 16 条 本システム利用の終了

乙は次のいずれかに該当した場合には事前に通知することなく甲との利用契約を終了できるものとする。

- (1) 甲が本システム利用の解約を申し出た場合
- (2) 甲が特定取引の口座を解約した場合
- (3) 甲が乙の判断により、本システムの利用が不当とされた場合
- (4) 乙が本システムを廃止した場合

第 17 条 権利義務の譲渡

甲は本契約より生じる権利又は義務を第三者に譲渡できないものとする。

第 18 条 利用規程の変更

利用規程を変更する場合には事前に書面又はホームページ等により通知するものとする。この場合、所定の期日までに異議申し立てがなければ、甲が変更同意したもののみならず、

以上

平成 18 年 1 月 3 日施行
平成 18 年 5 月 1 日改定
平成 18 年 7 月 1 日改定
平成 19 年 9 月 30 日改定
平成 19 年 12 月 3 日改定
平成 21 年 7 月 1 日改定
平成 22 年 1 月 4 日改定
平成 22 年 6 月 28 日改定

東京支店 (フォレックスライン)

〒103 - 0028

東京都中央区八重洲1 - 5 - 3

TEL 03 - 3516 - 9371

FAX 03 - 3510 - 0561

E - MAIL forexline@phxs.jp

URL <http://www.phxs.jp>